

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令（案）

環境省

1. ポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）に係る区分の見直し

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令においては、市町村が分別収集した容器包装廃棄物が分別基準適合物となる分別基準を容器包装区分ごとに定められているが、容器包装区分上ペットボトルに区分されるものについては、「飲料（酒類を含む。）及びしょうゆを充てんするためのペットボトル」に限定している。しかし近年、飲料・しょうゆ以外の商品であってもペットボトルに充てんされるものが広く流通していること、かつ、こうした新たな商品を充てんしたペットボトルであって飲料・しょうゆを充てんしたペットボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているものがあることから、当該商品を充てんしたペットボトルを容器包装区分上のペットボトルに追加する。

(平成 20 年 4 月 1 日施行)

2. 市町村分別収集計画の前倒し

平成 20 年 4 月 1 日より、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みをはじめ、改正容器包装リサイクル法が完全施行される。この資金拠出の算定の基礎となる分別収集見込量をより実態に即した内容とすることにより、より適切な制度運営を図ることが可能となることから、資金拠出制度が施行される平成 20 年において、市町村分別収集計画等の見直しを行うことが適切である。

このため、現在、平成 9 年から 3 カ年ごと（次回は平成 21 年）を始期に策定することとされている「市町村分別収集計画」及び「都道府県分別収集促進計画」については、次期計画は平成 20 年を始期として策定を行うよう所要の改正を行うこととする。

(平成 19 年 4 月 1 日施行)